

議案第 57 号

八幡浜市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

平成 29 年 6 月 14 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市立公民館条例の一部を改正する条例

八幡浜市立公民館条例（平成 17 年条例第 101 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第 1			別表第 1		
名称	位置	区域	名称	位置	区域
(略)			(略)		
宮内地区 公民館	<u>八幡浜市保内町宮内 1 番耕地 5 3 5 番地 2</u>	宮内小学校 通学区 (磯崎・喜木 津・広早地区 を除く。)	宮内地区 公民館	<u>八幡浜市保内町宮内 1 番耕地 1 2 7 番地</u>	宮内小学校 通学区 (磯崎・喜木 津・広早地区 を除く。)
(略)			(略)		

附 則

この条例は、公布の日から 6 月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。

提案理由

宮内地区公民館の新築に伴い、所要の改正を行うため。